誓 約 書

私は、東京港港湾区域における公共船着場の利用承認を受けた場合には、海上衝突予防法、船舶法、他の関係法令、施設利用承認条件及び東京港港湾区域における公共船着場利用規約を厳守いたします。

これらの利用承認条件等に違反した場合、または許可申請関係書類に虚偽記載があった場合は利用承認を取り消されても不服の申し立てをしないことを誓約いたします。

令和 　 　年 　　 月 　　日

東京港港湾区域における公共船着場利用協議会

運営理事会理事長　 殿

住 　所

氏　 名 　　　　　　　　　　　　　　　印

東京港港湾区域における公共船着場施設利用条件

１．東京港港湾区域における公共船着場（竹芝・有明・日の出・青海船着場）の利用承認を受けた者（以下「利用者等」という）は、利用承認の際に指定された場所以外に艇を置いてはならない。

２．利用者等は、事務局から東京港港湾区域における公共船着場（竹芝・有明・日の出・青海船着場）の利用承認書の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。

３．利用者等は次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

（１）未登録船船を使用すること。ただし、管理者が必要と認めたときはその限りではない。

（２）事務局の許可を得ず、東京港港湾区域における公共船着場（竹芝・有明・日の出・青海船着場）施設内で営利目的の行為を行うこと。

（３）施設を利用する権利を譲渡し、もしくは担保に供し、または転貸すること。

４．利用者等は、東京港港湾区域における公共船着場（竹芝・有明・日の出・青海船着場）施設の利用により、第三者に損害を与えた場合、または第三者から損害を受けた場合、その他第三者との間に紛争を生じた場合は、利用者等の責任においてその損害を賠償し、または紛争の解決をしなければならない。

５．事務局は、艇の衝突、接触等の事故または火災、地震、津波、暴風雨、その他不可抗力の災害による艇の破損または盗難等の損害については、その責を負わない。

６．利用者等は、海上衝突予防法、船舶法、他の関係法令、施設利用承認条件および東京港港湾区域における公共船着場利用規約を尊守しなければならない。

７．利用者等は、東京港港湾区域における公共船着場（竹芝・有明・日の出・青海船着場）施設の利用について事務局が指示した際には、すみやかにその指示に従わなければならない。

８. 利用者は停泊（待機）禁止区域を厳守すること。

９．利用者等が次の各号の一に該当する場合は、利用承認の取消し、または原状回復等を命ずることがある。

当該処分により利用者等にいかなる損害が生じても事務局はその補償を行わない。

また緊急時及び公用等で施設が利用できなくなった場合も同様とする。

（１）公用または公共の用に供するため必要が生じた場合

（２）許可条件に違反した場合

（３）事務局の指示に従わなかった場合

（４）公序良俗に反する行為があった場合